

議案第 42 号

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例

橋本市都市公園条例（平成18年橋本市条例第195号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は第9条第1項の許可(以下「都市公園の利用の許可」という。)を受けた者は、別表第2に定める額に、当該額に消費税(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を使用料として納付しなければならない。ただし、消費税法第6条の規定により消費税を課さないこととされているものについては、別表第2に定める額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 別表第2の4(1)に規定する橋本市運動公園のプール(以下「プール」という。)の回数券(小人1人につき6回分とし、大人は当該回数券2回分で1回利用できるものとする。)の料金は、前項に規定するプールの小人1人につき1回分の使用料に5を乗じた額とする。</p> <p>3 別表第2の4(3)に規定する住吉運動公園の各施設を市外の個人又は団体が利用する場合は、当該利用者は第1項に規定する使用料の額に当該額の5割を加算した額を納付しなければならない。</p> <p>4 有料施設を利用する者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合における使用料の額は、前3項に規定する使用料の額の3倍に相当する額とする。</p> <p>(利用料金制)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、第13条に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は第9条第1項の許可(以下「都市公園の利用の許可」という。)を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 有料施設を利用する者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合における使用料の額は、別表第2に掲げる額の3倍に相当する額とする。</p> <p>(利用料金制)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、別表2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4・5 略</p>

別表第2 (第13条関係)

1 法第5条に規定する公園施設の設置又は管理に係る使用料

種類	単位、期間及び使用料
公園施設を設置又は管理する場合	1 平方メートル1年につき7,920円を超えない範囲内において、その都度市長が定める。

2 略

3 都市公園の使用料

種別	単位	使用料
物品の販売、行商、募金等を行うとき	一時的なもの	400円
	その他のもの	1,300円
業として映画を撮影するとき	1時間につき	1,000円
業として写真を撮影するとき	1台1日	250円
興行を行うとき	1平方メートル1日につき	5円
展示会、競技会、音楽会その他これらに類するもの	1箇所3時間まで	1,050円
	3時間を超えるとき1時間増すごとに	350円
その他市長の指定するもの		その都度定める

4 有料施設の使用料

(1) 橋本市運動公園

① プール

種別	金額
プール	
個人	762円
大人1人につき	
小人1人につき	381円
団体	
1人につき	286円

備考

1～3 略

イ 50メートルプールを専用利用する場合(大会等に限る。)

時間帯	一般	高校生	小学生、中学生

別表第2 (第13条関係)

1 法第5条に規定する公園施設の設置又は管理に係る使用料

種類	単位、期間及び使用料
公園施設を設置又は管理する場合	1 平方メートル1年につき8,316円を超えない範囲内において、その都度市長が定める。

2 略

3 都市公園の使用料

種別	単位	使用料
物品の販売、行商、募金等を行うとき	一時的なもの	420円
	その他のもの	1,365円
業として映画を撮影するとき	1時間につき	1,050円
業として写真を撮影するとき	1台1日	262円
興行を行うとき	1平方メートル1日につき	5円
展示会、競技会、音楽会その他これらに類するもの	1箇所3時間まで	1,102円
	3時間を超えるとき1時間増すごとに	367円
その他市長の指定するもの		その都度定める

4 有料施設の使用料

(1) 橋本市運動公園

① プール

種別	金額
プール	
個人	800円
大人1人につき	
小人1人につき	400円
団体	
1人につき	300円

備考

1～3 略

4 回数券は400円6枚を1冊とし、その額は2,000円とする。

イ 50メートルプールを専用利用する場合(大会等に限る。)

時間帯	一般	高校生	小学生、中学生

午前	4,848円	3,877円	2,905円
午後	9,705円	7,762円	6,791円

② テニスコート

ア テニスコートの使用料

種別	単位	使用料
テニスコート	1面 1時間	477円

イ 付属設備使用料

種別	単位	使用料
照明設備	1面 1時間	477円
シャワー設備	1回	96円

③ 多目的グラウンド

ア 多目的グラウンド専用使用料

利用区分	利用時間	使用料
午前	9時から12時まで	4,286円
午後	12時から17時まで	7,143円
夜間	17時から21時まで	4,762円

備考 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、1時間につき1,429円を加算する。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

イ 付属設備使用料

種別	単位	使用料
照明設備	1時間	2,858円
シャワー設備	1回	96円
拡声装置	1式(1日当たり)	1,905円
陸上競技用具	1式(1日当たり)	1,905円

④ 郷土の森学習体験棟

ア 郷土の森学習体験棟専用使用料

利用区分	利用時間	使用料
午前	9時から12時まで	1,500円
午後	12時から17時まで	2,500円
夜間	17時から21時まで	2,000円

備考 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、1時間につき500円を加算する。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

午前	5,090円	4,070円	3,050円
午後	10,190円	8,150円	7,130円

② テニスコート

ア テニスコートの使用料

種別	単位	使用料
テニスコート	1面 1時間	500円

イ 付属設備使用料

種別	単位	使用料
照明設備	1面 1時間	500円
シャワー設備	1回	100円

③ 多目的グラウンド

ア 多目的グラウンド専用使用料

利用区分	利用時間	使用料
午前	9時から12時まで	4,500円
午後	12時から17時まで	7,500円
夜間	17時から21時まで	5,000円

備考 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、1時間につき1,500円を加算する。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

イ 付属設備使用料

種別	単位	使用料
照明設備	1時間	3,000円
シャワー設備	1回	100円
拡声装置	1式(1日当たり)	2,000円
陸上競技用具	1式(1日当たり)	2,000円

④ 郷土の森学習体験棟

ア 郷土の森学習体験棟専用使用料

利用区分	利用時間	使用料
午前	9時から12時まで	1,575円
午後	12時から17時まで	2,625円
夜間	17時から21時まで	2,100円

備考 この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、1時間につき525円を加算する。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

(2) 神野々緑地

① キャンプ場

ア キャンプ場使用料

期間	利用区分	利用時間	単位	使用料
夏季 4月1日 から10月 31日まで	宿泊の場合	10時から翌10 時まで	1区画	2,858円
	宿泊以外の場合	10時から20時 まで	1区画	1,905円
冬季 11月1日 から3月31日 まで		10時から17時 まで		

備考

- 略
- この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、1時間につき477円を加算する。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

② 芝生広場

ア 芝生広場使用料

期間	利用区分	利用時間	単位	使用料
夏季 4月1日 から10月 31日まで	全面の場合	9時から20時 まで	1時間	953円
	半面の場合		1時間	477円
冬季 11月1日 から3月 31日まで	全面の場合	9時から17時 まで	1時間	953円
	半面の場合		1時間	477円

備考 略

イ 芝生広場グラウンドゴルフ使用料

利用時間	単位	使用料
1ラウンド(8ホ ール)		フリーラウンド(24 ホール以上)
9時から20時まで	1人	96円
		286円

(3) 住吉運動公園

① 多目的広場

ア 多目的広場使用料

利用区分	利用時間	使用料
午前	8時から12時まで	477円

(2) 神野々緑地

① キャンプ場

ア キャンプ場使用料

期間	利用区分	利用時間	単位	使用料
夏季 4月1日 から10月 31日まで	宿泊の場合	10時から翌10 時まで	1区画	3,000円
	宿泊以外の場合	10時から20時 まで	1区画	2,000円
冬季 11月1日 から3月31日 まで		10時から17時 まで		

備考

- 略
- この表に定める利用時間を超えて利用する場合は、1時間につき500円を加算する。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

② 芝生広場

ア 芝生広場使用料

期間	利用区分	利用時間	単位	使用料
夏季 4月1日 から10月 31日まで	全面の場合	9時から20時 まで	1時間	1,000円
	半面の場合		1時間	500円
冬季 11月1日 から3月 31日まで	全面の場合	9時から17時 まで	1時間	1,000円
	半面の場合		1時間	500円

備考 略

イ 芝生広場グラウンドゴルフ使用料

利用時間	単位	使用料
1ラウンド(8ホ ール)		フリーラウンド(24 ホール以上)
9時から20時まで	1人	100円
		300円

(3) 住吉運動公園

① 多目的広場

ア 多目的広場使用料

利用区分	利用時間	使用料
午前	8時から12時まで	500円

午後	12時から17時まで	477円	午後	12時から17時まで	500円
夜間	17時から22時まで	477円	夜間	17時から22時まで	500円
備考 市外の個人又は団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の50パーセントに相当する額を加算する。					
② テニスコート					
ア テニスコート使用料					
利用区分	利用時間	使用料(1面につき)	利用区分	利用時間	使用料(1面につき)
午前	8時から12時まで	953円	午前	8時から12時まで	1,000円
午後	12時から17時まで	953円	午後	12時から17時まで	1,000円
夜間	17時から22時まで	1,905円	夜間	17時から22時まで	2,000円
備考 市外の個人又は団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の50パーセントに相当する額を加算する。					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の橋本市都市公園条例(以下「新条例」という。)に規定する施設の使用料又は利用料金は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについて適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。